

登録番号 026

旧小川家住宅	
保存建築物登録年	令和5年
価値付け	条例第2条第2項第1号キ
概要・活用方法等	主屋を保存しながら、一部増築・を行うとともに用途変更を行い、飲食店として活用する。
工事種別	増築、用途変更



外観

建物概要	活用前	活用後
主要用途	住宅	飲食店
構造／階数	主屋：木造／地上2階建て 離れ：木造／平屋、地下1階建て 奥離れ：木造／平屋建て	木造／地上2階、地下1階建て
建築面積／延べ面積	(保存建築物合計) 257.10m <sup>2</sup> / 357.45m <sup>2</sup>	(保存建築物合計) 264.82m <sup>2</sup> / 434.64m <sup>2</sup>
建築年	主屋：1914年（大正3年）以前 離れ：1923年（大正12年）以降 奥離れ：1923年（大正12年）以降	
用途地域／防火地域	第二種住居地域地域／法第22条区域	
意匠設計者	株式会社魚谷繁礼建築研究所 魚谷 繁礼 氏	
構造設計者	一級建築士事務所 柳室純構造設計 柳室 純 氏	

## 2. 歴史的建築物の保存活用に当たり適合が困難だった主な規定と代替措置

条項	適合困難だった主な規定	安全性確保のための主な代替措置
法第20条	政令で定める技術的基準に適合することは確認していない。	劣化部分の健全化、耐震改修工事
法第35条 (令第126条の2、3)	排煙上有効な開口部を設けることができない。	【ハード面での措置】 屋根の不燃化、外壁の防火構造化、電気配線の改修自動火災報知機、自動通報設備、ガスコンロのフードへの自動消火設備、非常用照明、誘導灯の設置、2方向避難経路の確保
法第35条 (令第128条)	敷地内通路上に木造の門があり、保存するため構造及び仕上げを適合できない。	【ソフト面での措置】 火気使用範囲の限定、敷地内禁煙、避難マニュアルの作成、従業員への防災教育の徹底
法第35条の2 (令第128条の5)	天井及び壁の仕上げを準不燃材料又は難燃材料とする必要がある。	



主屋内観



地下増築内観



離れ外観

(撮影：©amu／吉田祥平)